

奈良県和泉川町十四町

森林法施行令（昭和三十六年政令第114号）第四条の11第1項の規定により、平成11年版に係る森林の伐採による木材の伐採について森林法（昭和三十六年法律第114号）第114条第1項の許可をすぐりて皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成11年1月1日

奈良県知事 荒井正臣

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

単位：ヘクタール

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
大和川上流水源かん養保安林	5.84
大和川下流水源かん養保安林	18.66
白砂川水源かん養保安林	68.40
木津川水源かん養保安林	155.76
吉野川上流水源かん養保安林	302.02
吉野川中流水源かん養保安林	49.10
上十津川水源かん養保安林	688.24
下十津川水源かん養保安林	934.76
北山川水源かん養保安林	912.25
大和川上流土砂流出防備保安林	3.80
大和川下流土砂流出防備保安林	6.18
白砂川土砂流出防備保安林	1.68
木津川土砂流出防備保安林	33.08
吉野川上流土砂流出防備保安林	12.46
吉野川中流土砂流出防備保安林	28.34
上十津川土砂流出防備保安林	44.00
下十津川土砂流出防備保安林	81.74
北山川土砂流出防備保安林	33.82

大和川保健保安林	3 . 9 0
北山川保健保安林	4 . 2 2
上十津川保健保安林	0 . 4 8
宇賀志地区干害防備保安林	0 . 4 0
高原地区干害防備保安林	1 3 . 8 6